

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 企業年金のガバナンス等について

／社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第6回）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、2019年7月24日、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第6回）を開催しました。

関係団体に対するヒアリング結果を踏まえて、今回は、前回の「企業年金の普及・拡大等」に続き、「企業年金のガバナンス等」に関して議論が行われました。

【議事】

企業年金のガバナンス等について、事務局から、以下のような論点による整理が示されました。

①OECDのガイドラインについて

- ・「統治機関」「責任」など11項目の提唱

②確定給付企業年金のガバナンスについて

- ・「総合型基金」では、事業所間の結び付きが弱く、事業主の実施主体としての意識が低くなりやすいため、「代議員選任の見直し」や「AUP」の導入などで改善を図っている。

- ・「政策的資産運用割合」策定の義務付けや「資産運用ガイドライン」の改訂なども資産運用管理体制強化のために実施。
- ・「スチュワードシップ・コード」については、現時点で19基金が受入れを表明。

### ③確定拠出年金のガバナンスについて

- ・OECDのガイドラインでは、「DB・DC共通の責任」に加え、「DC特有の責任」が規定されている。  
DC特有の責任としては、「適切な運用商品の加入者に対する提供」「提供商品の実績モニタリング」などがある。
- ・民間のアンケートでは、確定拠出年金の加入者であっても、約2割が「制度を知らない」と回答し、「残高確認をしたことがある者」は半数程度。
- ・2016年の法改正により、「継続教育の努力義務化」「運用商品提供数の上限は35本」「運営管理機関の定期的な再評価」等、環境の整備を進めたところ。

### ④企業年金連合会の役割

- ・企業年金の制度運営やガバナンスに資するため、人材育成・情報提供等を実施。

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

#### 【委員からの意見（主なもの）】

- ーガバナンスに当たっては、運営側の負担も考慮しながら検討を進めるべき。  
負荷が高いと企業年金のカバレッジは増えない（普及が進まない）。  
(シンクタンク)
- ー企業の人事部門だけが運営と対話するのでは不十分。財務部門など、知見がある方の関わりも重要。(NPO法人)
- ー継続教育は、導入時教育と同じでは意味がない。マンスリーレポートの見方など、工夫をすべき。また、実施時期についても重要。マッチング拠出の募集時期の前に実施することで、加入率が上がった事例もある。

運管再評価について、厚生労働省のHPに一覧が載っているが、掲載場所が分かりづらい・比較しづらいとの声がある。(社会保険労務士)

ー継続教育でどこまでやれば良いのか分からない。ガイドラインを示してほしい。運営管理機関だけでなく、記録関連・資産管理機関も再評価の対象とすべき。(経営者団体)

ー信託報酬の異なる類似商品が2本あり、手数料の安い方を推奨するのは法令違反だが、高い方を除外することは違反とならないということによいか。(大学教授)  
→良い。(事務局回答)

ーアンケートの結果、指定運用商品として最も望ましい商品のカテゴリーとして、「元本確保型」が35%を占めているが、理由はヒアリングしているか。(大学教授)  
→していないと思われるが、過去はほぼ「元本確保型」だったことと比較すると、それ以外が増えてきた印象。(NPO法人)

ー継続教育の効果として、「WEBサイトへのアクセスが増えた」ということ以外に効果測定の方法がないか、検討が必要。(大学教授)

\*当日の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されています。

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05868.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05868.html)>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（D a i l y市場レポート、臨時市場レポート、第1 特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)